

Jスクエア家族支援共済制度

Jスクエア家族支援共済制度はJTB共済組合員とその家族だけが加入できるJTB共済組合独自の保険制度です。

※1
最大40%割引

共済医療保障プラン (団体総合生活補償保険)



ご本人およびご家族の病気やケガによる入院費・手術費に備える

※1 団体割引25%、損害率による割引20%適用により個人で加入されるより割安となります

お手頃な掛金!

ライフサポートプラン (団体定期保険)



死亡・高度障害時に残されたご家族の生活を守る

※2
最大約36%割引

がん・生活総合補償プラン (団体総合生活保険)



ご本人およびご家族の生活における様々なリスクに備える

※2 団体割引:25%適用、損害率による割引:5%適用、傷害補償・大口団体割引:10%適用
適用される割引率は、基本補償によって異なります。
詳細は基本補償の各ページをご確認ください。

団体割引25%適用

長期所得補償プラン (団体長期障害所得補償保険)



180日を超える長期休職の場合に喪失する所得を補償する

「ライフサポートプラン」「共済医療保障プラン」「長期所得補償プラン」

申込締切日 2026年10月22日(木)

「がん・生活総合補償プラン」

申込締切日 2026年11月13日(金)

記載の申込締切日は、2027年1月1日保障(補償)開始の場合です。
どのプランも毎月新規加入・増額のお手続きができます。

Jスクエア 家族支援共済制度

制度内容

加入対象

掲載ページ

万一、死亡された場合・
所定の高度障害状態に
なられた場合に備えて

ライフサポート プラン

遺族保障

本 人
配 偶
こ ど も

P5
～
P13

病気・ケガによる
入院費・手術費に
備えて

共済医療保障 プラン

入院補償

本 人
配 偶
こ ど も

P15
～
P18
P23

病気・ケガによる
長期休職に
備えて

長期所得補償 プラン

休業補償

本 人

P19
～
P23

がん・ケガ・事故など
生活における
様々なリスクに
備えて

がん・生活総合 補償プラン

団体総合生活保険

本 人
配 偶
こ ど も

※補償内容により
異なります

P25
～
P40

Jスクエア家族支援共済制度各種手続きに関するご案内

P2

年齢・家族構成による加入例

P3～P4

Jスクエア家族支援共済制度 各種手続きに関するご案内

本制度事務取扱会社
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
JTB営業部

誌面の関係上、詳しい最新の情報は、当社ホームページにてご確認ください。

(下記内容は変更となる場合がございます)

ご不明な点は、当社ホームページの「お問い合わせはこちら」にて受け付けます。

<https://www.web-tac.co.jp/jtb/>



【ホームページから解決できる項目】

①お申込みについて

⇒当社ホームページ、Jスクエア家族支援共済制度ページ「お申込みはこちら」

※ただし、WEBでのお申込みは期間限定となります。

②保険金・給付金請求について

⇒当社ホームページ右上「各種お問い合わせ」「保険金・給付金のご請求はこちら」

③加入内容の確認について

⇒当社ホームページ、Jスクエア家族支援共済制度ページ「加入内容の確認はこちら」

④解約手続きについて

⇒当社ホームページ右上「各種お問い合わせ」

⑤退職手続きについて

⇒当社ホームページ右上「各種お問い合わせ」「グループを退職される方はこちら」

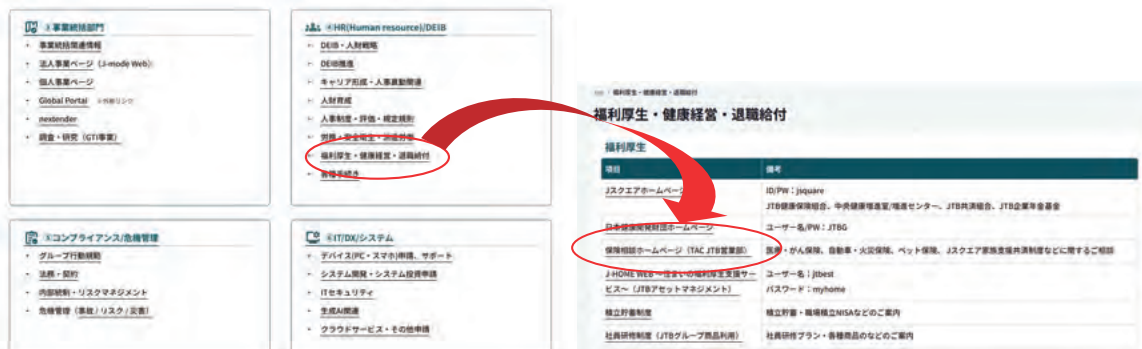
※ただし、一部のプランを除き退職後も継続できます。

これ以外のお困りごとについては、当社ホームページの「お問い合わせはこちら」にて受け付けます。

パソコンの方はこちら

※画像は一部加工しています。いずれも変わる場合がございます。

①J-Webトップページ下部の「福利厚生・健康経営・退職給付」から、「保険相談ホームページ (TAC JTB営業部)」をクリック



②各種検索サイトから、「東京海上日動あんしんコンサルティング」で検索



年齢・家族構成による加入例

ライフサポートプラン

最低限、葬儀費用だけでも準備しておきましょう。

葬儀費用の合計

平均**191万円**

(株)ユニクエスト調べ

5ページへ



共済医療保障プラン

JTBグループ社員の皆さまに
こんなにお役に立てます 2026年6月時点

15ページへ

保険金支払事由	件数	保険金の総額
良性・悪性新生物	58件	約2,594万円
妊娠、出産に関わるもの(注)	55件	
女性不妊症	43件	
その他の病気・ケガ	154件	
合 計	310件	



(注) 早産又は切迫分娩、稽留流産、娩出力の異常 等
※事故日が2025年1月～12月のものです。保険金の総額には、支払見込額も含まれます。

Aさん(23歳女性)の場合

	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本人 1,000万円	496円
	入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本人 5,000円	500円
	給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本人 5万円 (1口)	219円
	保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン がん補償 G3タイプ	本人 (がん診断) 100万円 等	490円
個人賠償責任 + 弁護士費用 BGKタイプ	本人 (家族型) 国内:無制限 国外:1億円 300万円	

合計月払掛金**1,705円**
(概算)



Bさん(35歳男性)の場合 配偶者(31歳女性)

	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本人 5,000万円 配偶者 1,500万円	3,672円 745円
	入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本人 8,000円 配偶者 5,000円	1,170円 720円
	給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本人 20万円 (4口)	1,772円
	保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン	〈日常生活あんしんプラン〉 (死亡・後遺障害)	
普通傷害 S6タイプ	本人 280万円 等	1,350円
個人賠償責任 + 弁護士費用 BGKタイプ	本人 (家族型) 国内:無制限 国外:1億円 300万円	
携行品 K1タイプ	本人 10万円	
救援者費用等 KYタイプ	本人 300万円	

合計月払掛金**9,429円**
(概算)



がん補償 がんのリスクへの備え

32ページへ

【医療費・自己負担額の例】(胃がんで15日間入院したケース)*1

医療費の自己負担額(月をまたいで入院) 180,970円
差額ベッド代他 134,200円

合計 約 **31.5万円**



がんと診断されて治療のために入院した...

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断された場合**

<がん診断保険金> **100万円** がん診断保険金
100万円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々**450円**
※G2タイプ(組合員)の場合

※70歳未満、標準報酬月額28万円～50万円の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)
※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。
*1 出典:(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2025年4月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

※ライフサポートプランの年齢は、更新日時時点での保険年齢となります。また、ライフサポートプランのこどもの掛金は確定掛金です。

(保険年齢等につきましては、9ページをご確認ください。)

※以下の保険金額はあくまでも参考値として記載しております。詳しくは各商品のページにてご確認ください。

※この他にもライフプランに合わせたプランがあります。

傷害補償 ケガへの備え

事故に注意していても…

33ページへ

交通事故によるケガの事故率

1,000人あたり 約

2.3人

*1



上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」をもとに東京海上日動にて作成

入院・通院などへの資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】

交通事故で20日間入院、60日間通院

〈受取保険金額〉

18万円

入院保険金日額 4,500円
通院保険金日額 1,500円

年齢一律/男女共通

保険料は月々240円

※J1(3口)タイプ(組合員)の場合

Cさん(44歳男性)の場合 配偶者(44歳女性)子ども(12歳)

死亡保険金額
(高度障害保険金額) 月払掛金
(概算)

ライフサポート プラン	本人	5,000万円	6,102円
	配偶者	1,500万円	1,425円
	子ども	400万円	302円

入院給付金(日額) 月払掛金

共済医療 保障プラン	本人	10,000円	1,480円
	配偶者	8,000円	1,170円
	子ども	3,000円	280円

給付金額(月額) 月払掛金

長期所得 補償プラン	本人	20万円 (4口)	2,540円
---------------	----	--------------	--------

保険金額 月払掛金

がん・生活総合 補償プラン	〈働き世代あんしんプラン〉 (死亡・後遺障害)		
普通傷害 S6タイプ	本人	280万円等	3,690円
がん補償 G1タイプ	本人	100万円	
	配偶者	100万円等	
介護補償 (一時金払介護) KGタイプ	本人	300万円	
個人賠償責任 + 弁護士費用 BGKタイプ	本人 (家族型)	国内:無制限 国外:1億円	
子ども傷害補償 Pタイプ	子ども	125万円	830円

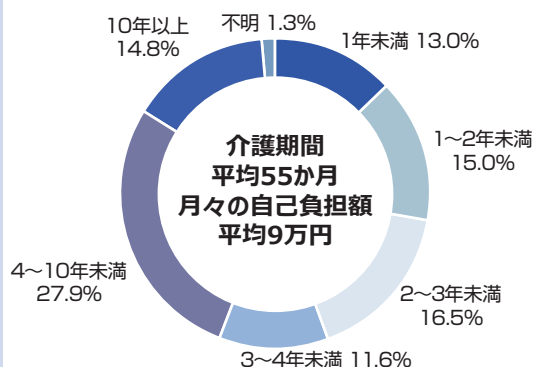
合計月払掛金17,819円
(概算)



介護補償 仕事と介護の両方への備え

29ページへ

実際に介護を経験し公的介護保険も利用した
対象者に向けて実施した
平均介護費用のアンケート結果



【出典】(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

一人あたりの費用総額は
平均約495万円になっています。

(平均55か月 × 月々9万円)

※公的介護保険の自己負担分
公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

個人賠償責任 加害者になった場合に備える

33ページへ

自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

〈高額賠償事例〉

9,521万円

加害者への支払い命令 *1



もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の商品を
壊してしまった

飼い犬が他人に
かみつキケガをさせた 等

年齢一律/男女共通

保険料は月々160円

※KBタイプ(組合員)の場合

*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

ライフサポートプラン

団体定期保険

専用webサイトにて
ご自身でお手続きください。

加入内容を変更されない場合も全員、
専用webサイトにて申込意思の確認入
力を行ってください。
専用web サイトからお手続きができない
方、申込締切日(2026年10月22日)後に
毎月募集でお手続きされる方は、「申込書
兼告知書」でお手続きください。

特 長

- 1 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 2 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

- 3 剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

過去3年間の配当実績

2023年度*1	2024年度*2	2025年度*3
約36.35%	約44.19%	約15.08%

※上記は年間払込掛金に対する配当金の割合を示しています。

また、過年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金支払実績

過去3年間の保険金お支払い状況

2023年度*1	2024年度*2	2025年度*3
7件	6件	7件
7,702万円	5,900万円	1億3,200万円

*1 保険期間:2023年1月1日~2023年12月31日

*2 保険期間:2024年1月1日~2024年12月31日

*3 保険期間:2025年1月1日~2025年12月31日

- 4 保険金受取方法は、一時金と年金払を自由な組合せで選択が可能です。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

保険金受取方法

全額一時金

保険金請求時に全額一括で受取りいただけます。

全額年金払

ご遺族が指定された受取期間に応じて、保険金全額を分割して受取りいただけます。

一時金+年金払

保険金の一部を一時金としてお支払いし、残りを分割して受取りいただけます。

◆保険金受取方法例

	一時金 一時金受取り	年金払 年金払受取り	総受取金額
全額一時金	2,000万円		2,000万円
全額年金払		年金払月額換算 約17.1万円 年金払原資2,000万円 (10年確定・定額型)	約2,060万円
一時金+年金払	1,000万円	年金払月額換算 約16.7万円 年金払原資1,000万円 (5年確定・定額型)	約2,007万円

※上記の年金額は、2026年4月9日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

「一時金」と「年金払」の必要性

保険金の「一時金」と「年金払」では用途が異なります。

一時金 万が一の場合の緊急資金…ローン返済資金・お子さまの入学費など

年金払 月々の生活資金を補完…月々の生活費・お子さまの月々の教育費など

制度内容等の詳細につきましては、11ページ～12ページの「取扱内容」をご確認ください。

- 5 ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、年齢による制限の範囲内となります。
- 6 健康状態等の告知によるお申込み
医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 7 退職後の保障もカバー
退職後の継続加入ができます。(ただし、退職後の保障には一部制限があります。)
※詳細は、10ページをご覧ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



保障開始日(効力発生日):2027年1月1日
申込締切日:2026年10月22日(木)

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(*1)可能です。
- 毎月募集時に加入(*1)される場合は、毎月末日までに東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社JTB営業部へ「申込書兼告知書」をご提出ください。引受保険会社の申込受付は、ご提出の翌月1日以降になります。なお、引受保険会社(*2)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月1日となります。(例)1月末までに東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社JTB営業部にご提出いただくと、4月1日から保障開始となります。
- (※1)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- (※2)共同取扱契約の場合、幹事会社を指します。

当パンフレットP.13の二次元コードにあります「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。
また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。
お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。配偶者・ごどものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

重 要

- 更新日現在で、7ページ～8ページに記載の保険金ランク以外にご加入の方は、〔本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円〕の保険金ランクへご変更ください。(100万円単位でお選びください。)
- 死亡保険金受取人を「ハイグウシャ」と指定されている方は、死亡保険金受取人を個人名へ変更いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
- 死亡保険金受取人の氏名をカタカナ(個人名)で指定され、かつ、「続柄」に「9」と指定されている方は、正しい続柄コードへ修正いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
なお、「孫」を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の所定の欄に「孫」とご記入ください。

保障額と掛金

ご注意 以下の保険金ランク以外にご加入の方が保険金額を変更される場合は、毎月募集は新規加入・増額のみのご取扱いとなります。
★保険金額200万円につきましては、配偶者のみ選択が可能です。

男性

(掛金の単位：円)

対 象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)							
		保険年齢							
		15歳～35歳 (1991.7.2 生 ～2012.7.1 生)	36歳～40歳 (1986.7.2 生 ～1991.7.1 生)	41歳～45歳 (1981.7.2 生 ～1986.7.1 生)	46歳～50歳 (1976.7.2 生 ～1981.7.1 生)	51歳～55歳 (1971.7.2 生 ～1976.7.1 生)	56歳～60歳 (1966.7.2 生 ～1971.7.1 生)	61歳～65歳 (1961.7.2 生 ～1966.7.1 生)	
本 人	5,000万円	3,672	4,590	6,102	8,586	12,366			
	4,900万円	3,598	4,498	5,979	8,414	12,118			
	4,800万円	3,525	4,406	5,857	8,242	11,871			
	4,700万円	3,451	4,314	5,735	8,070	11,624			
	4,600万円	3,378	4,222	5,613	7,899	11,376			
	4,500万円	3,304	4,131	5,491	7,727	11,129			
	4,400万円	3,231	4,039	5,369	7,555	10,882			
	4,300万円	3,157	3,947	5,247	7,383	10,634			
	4,200万円	3,084	3,855	5,125	7,212	10,387			
	4,100万円	3,011	3,763	5,003	7,040	10,140			
	4,000万円	2,937	3,672	4,881	6,868	9,892			
	3,900万円	2,864	3,580	4,759	6,697	9,645			
	3,800万円	2,790	3,488	4,637	6,525	9,398			
	3,700万円	2,717	3,396	4,515	6,353	9,150			
	3,600万円	2,643	3,304	4,393	6,181	8,903			
	3,500万円	2,570	3,213	4,271	6,010	8,656			
	3,400万円	2,496	3,121	4,149	5,838	8,408			
	3,300万円	2,423	3,029	4,027	5,666	8,161			
	3,200万円	2,350	2,937	3,905	5,495	7,914			
	3,100万円	2,276	2,845	3,783	5,323	7,666			
本 人 配 偶 者	3,000万円	2,203	2,754	3,661	5,151	7,419	10,594		
	2,900万円	2,129	2,662	3,539	4,979	7,172	10,241		
	2,800万円	2,056	2,570	3,417	4,808	6,924	9,888		
	2,700万円	1,982	2,478	3,295	4,636	6,677	9,535		
	2,600万円	1,909	2,386	3,173	4,464	6,430	9,182		
	2,500万円	1,836	2,295	3,051	4,293	6,183	8,829		
	2,400万円	1,762	2,203	2,928	4,121	5,935	8,475		
	2,300万円	1,689	2,111	2,806	3,949	5,688	8,122		
	2,200万円	1,615	2,019	2,684	3,777	5,441	7,769		
	2,100万円	1,542	1,927	2,562	3,606	5,193	7,416		
	2,000万円	1,468	1,836	2,440	3,434	4,946	7,063		
	1,900万円	1,395	1,744	2,318	3,262	4,699	6,710		
	1,800万円	1,321	1,652	2,196	3,090	4,451	6,356		
	1,700万円	1,248	1,560	2,074	2,919	4,204	6,003		
	1,600万円	1,175	1,468	1,952	2,747	3,957	5,650		
	1,500万円	1,101	1,377	1,830	2,575	3,709	5,297		
	1,400万円	1,028	1,285	1,708	2,404	3,462	4,944		
	1,300万円	954	1,193	1,586	2,232	3,215	4,591		
	1,200万円	881	1,101	1,464	2,060	2,967	4,237		
	1,100万円	807	1,009	1,342	1,888	2,720	3,884		
	1,000万円	734	918	1,220	1,717	2,473	3,531	5,378	
	900万円	660	826	1,098	1,545	2,225	3,178	4,840	
	800万円	587	734	976	1,373	1,978	2,825	4,302	
	700万円	514	642	854	1,202	1,731	2,472	3,764	
	600万円	440	550	732	1,030	1,483	2,118	3,227	
	500万円	367	459	610	858	1,236	1,765	2,689	
	400万円	293	367	488	686	989	1,412	2,151	
	300万円	220	275	366	515	741	1,059	1,613	
	★200万円	146	183	244	343	494	706	1,075	

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、11ページ【■加入限度額】をご覧ください。

100万円単位の保険金ランク (本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円) へご変更ください。

女性

(掛金の単位: 円)

対象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1991.7.2 生 ～2012.7.1 生)	36歳～40歳 (1986.7.2 生 ～1991.7.1 生)	41歳～45歳 (1981.7.2 生 ～1986.7.1 生)	46歳～50歳 (1976.7.2 生 ～1981.7.1 生)	51歳～55歳 (1971.7.2 生 ～1976.7.1 生)	56歳～60歳 (1966.7.2 生 ～1971.7.1 生)	61歳～65歳 (1961.7.2 生 ～1966.7.1 生)
本人	5,000万円	2,484	3,942	4,752	6,534	8,748		
	4,900万円	2,434	3,863	4,656	6,403	8,573		
	4,800万円	2,384	3,784	4,561	6,272	8,398		
	4,700万円	2,334	3,705	4,466	6,141	8,223		
	4,600万円	2,285	3,626	4,371	6,011	8,048		
	4,500万円	2,235	3,547	4,276	5,880	7,873		
	4,400万円	2,185	3,468	4,181	5,749	7,698		
	4,300万円	2,136	3,390	4,086	5,619	7,523		
	4,200万円	2,086	3,311	3,991	5,488	7,348		
	4,100万円	2,036	3,232	3,896	5,357	7,173		
	4,000万円	1,987	3,153	3,801	5,227	6,998		
	3,900万円	1,937	3,074	3,706	5,096	6,823		
	3,800万円	1,887	2,995	3,611	4,965	6,648		
	3,700万円	1,838	2,917	3,516	4,835	6,473		
	3,600万円	1,788	2,838	3,421	4,704	6,298		
	3,500万円	1,738	2,759	3,326	4,573	6,123		
	3,400万円	1,689	2,680	3,231	4,443	5,948		
	3,300万円	1,639	2,601	3,136	4,312	5,773		
	3,200万円	1,589	2,522	3,041	4,181	5,598		
	3,100万円	1,540	2,444	2,946	4,051	5,423		
配偶者	3,000万円	1,490	2,365	2,851	3,920	5,248	6,577	
	2,900万円	1,440	2,286	2,756	3,789	5,073	6,357	
	2,800万円	1,391	2,207	2,661	3,659	4,898	6,138	
	2,700万円	1,341	2,128	2,566	3,528	4,723	5,919	
	2,600万円	1,291	2,049	2,471	3,397	4,548	5,700	
	2,500万円	1,242	1,971	2,376	3,267	4,374	5,481	
	2,400万円	1,192	1,892	2,280	3,136	4,199	5,261	
	2,300万円	1,142	1,813	2,185	3,005	4,024	5,042	
	2,200万円	1,092	1,734	2,090	2,874	3,849	4,823	
	2,100万円	1,043	1,655	1,995	2,744	3,674	4,604	
	2,000万円	993	1,576	1,900	2,613	3,499	4,384	
	1,900万円	943	1,497	1,805	2,482	3,324	4,165	
	1,800万円	894	1,419	1,710	2,352	3,149	3,946	
	1,700万円	844	1,340	1,615	2,221	2,974	3,727	
	1,600万円	794	1,261	1,520	2,090	2,799	3,507	
	1,500万円	745	1,182	1,425	1,960	2,624	3,288	
	1,400万円	695	1,103	1,330	1,829	2,449	3,069	
	1,300万円	645	1,024	1,235	1,698	2,274	2,850	
	1,200万円	596	946	1,140	1,568	2,099	2,630	
	1,100万円	546	867	1,045	1,437	1,924	2,411	
	1,000万円	496	788	950	1,306	1,749	2,192	2,894
	900万円	447	709	855	1,176	1,574	1,973	2,604
	800万円	397	630	760	1,045	1,399	1,753	2,315
	700万円	347	551	665	914	1,224	1,534	2,026
	600万円	298	473	570	784	1,049	1,315	1,736
	500万円	248	394	475	653	874	1,096	1,447
	400万円	198	315	380	522	699	876	1,157
	300万円	149	236	285	392	524	657	868
	★200万円	99	157	190	261	349	438	578

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、11ページ【加入限度額】をご覧ください。

こども (掛金の単位:円)

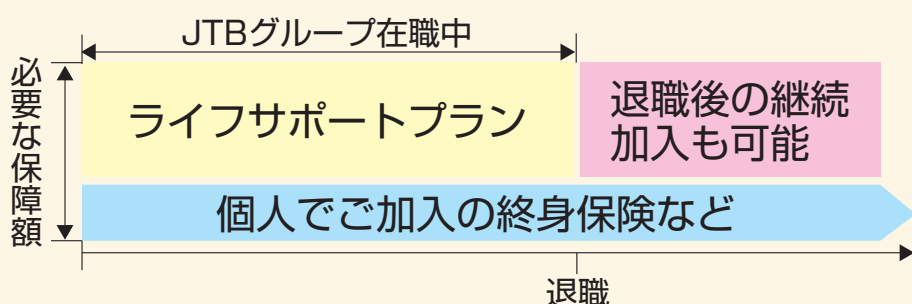
対 象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(確定)
		保険年齢
こども	400万円	3歳～22歳 (2004.7.2生 ～2024.7.1生)
	300万円	226
	200万円	151
	100万円	75

- 本人の保険年齢66歳～70歳の方のこどもの保障額は11ページ【加入限度額】をご覧ください。
- 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2027年1月給与から)
- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2027年1月1日)から適用します。
毎月募集の際に加入(*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。
掛金は直前の更新日時点の保険年齢で、加入資格の年齢は当パンフレット「加入資格欄」でご確認のうえ、詳細は東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社JTB営業部までご照会ください。(*)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。
また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、2026年8月12日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 7ページ～9ページ・11ページの掛金には、右記の金額が「制度運営費」として含まれております。・保険料の8%(円未満切捨て)
- 当ライフサポートプランにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

退職後継続加入の取扱いについて

退職後も継続加入できます！

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。



(※)年齢によって加入できる保険金額に制限があります。11ページの【■加入限度額】をご覧ください。

また、退職時に加入していた保障額が100万円単位ではない場合、それ以下の100万円単位の保障額に減額していただく必要があります。

*本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

*掛金は、1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は1月6日(予定))

*年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

ライフサポートプラン 退職等による脱退にともなう個人保険商品のご案内

退職等の事由によりライフサポートプランを脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。

ただし、個人保険へのご加入手続き(申込書提出(*))を、ライフサポートプランの脱退日から1カ月以内に完了する必要があります。

(*)一時払の場合には、保険料のお払込みも必要です。

※終身保険・養老保険・一時払終身保険では、高度障がい保険金はお支払いの対象となりません。

※ライフサポートプランに加入されている配偶者さま・お子さまについても、当取扱いの対象となります。

※保険商品ごとに、保険金額・契約年齢の制限がありますので、ご加入になれない場合があります。詳細はお手続き時に裏表紙に記載の団体窓口(東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部)までご確認ください。

ライフサポートプラン

取扱内容

■加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

- 《本人》JTB共済組合員の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《子ども》本人の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

この保険契約には、退職後の継続加入制度があります。詳細は10ページをご覧ください。

（ご注意）

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

■保険期間

保険期間は保障開始日(効力発生日)～2027年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

■この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

■加入限度額

加入限度額があります。限度額を超えての新規加入・増額はできませんのでご注意ください。以下の年齢は、保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

- 本人
55歳6カ月までの方……………5,000万円
55歳6カ月超60歳6カ月以下の方……………3,000万円
60歳6カ月超65歳6カ月以下の方……………1,000万円
65歳6カ月超70歳6カ月以下の方……………300万円
…300万円 月掛金(概算) 男性:2,381円 女性:1,163円
- 配偶者
効力発生日時点の本人・配偶者それぞれの年齢によって加入限度額が決まります。効力発生日時点の本人の年齢が、上記加入限度額となる場合、配偶者の加入保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。
 - ・60歳6カ月までの方……………3,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下の場合……………1,000万円
 - ・《本人》の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月以下の場合……………1,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月超かつ、配偶者の年齢が65歳6カ月以下の場合……………300万円
 - ・《本人》の年齢に関わらず、配偶者の年齢が65歳6カ月超70歳6カ月以下の場合……………200万円月掛金(概算) 男性:1,587円 女性:775円

- 子ども
・《本人》の年齢が65歳6カ月超の場合……………300万円

【ご注意】「自動減額の取扱いについて」

更新日時点で上記加入限度額に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも自動的に制限範囲内の最高保険金額に減額して継続されます。それ以下の保険金額へ変更を希望される方は、必ず「申込書兼告知書」をご提出ください。

掛金については、7ページ～9ページをご覧ください。

■掛金

掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2027年1月給与から)

■受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

■税務上のお取扱い

〔掛金〕

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当ライフサポートプラン以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ライフサポートプランのみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

- 死亡保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝(年金年額＋年金開始後配当金)－必要経費※

$$\text{※必要経費} = \frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$$

税務の取扱い等について、2026年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取り扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

(*)1 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*)2 ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にすぎません。

(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となります。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

●告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

●詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとな

っていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■保険金の年金払受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

年金払の種類 種類 受取期間	年金払の型	年金払受取り	年金払受取開始日	一括受取請求	年金払受取人が死亡した場合
確定年金	5年	定額型 以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金払受取人の請求によって年金払受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金払受取人の相続人にお支払いします。
	10年				
	15年				
	20年				

【年金払受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金払受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金払とともに受取する方法

○年金払の買増にあてる方法

○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金払受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金払受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金払年額が30万円未満となる場合は、年金払でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金払受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金払年額40万円以上での設定が必要となります。

■制度運営および引受保険会社

●当制度はJTB共済組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(幹事会社)	住友生命保険相互会社
第一生命保険株式会社	大同生命保険株式会社
明治安田生命保険相互会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社	
太陽生命保険株式会社	

(2026年3月13日現在)

【障がい】の表記

当パンフレット(ライフサポートプラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ライフサポートプラン

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにて申込意思の確認入力を行ってください。専用webサイトからお手続きができない方、申込締切日(2026年10月22日)後に毎月募集でお手続きされる方は、「申込書兼告知書」でお手続きください。

●新規に加入される方

専用webサイトからお手続きください。

本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。

●すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合

「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはありません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

●その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

●毎月募集は新規加入・増額のための取扱いとなります。

【個人情報の取扱いに関するJTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ】

●この保険契約は、JTB共済組合(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、「株式会社JTBおよびその子会社」(以下、「会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、裏表紙に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

裏表紙に記載の事務取扱: 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

<保険会社お問合せ先>

ライフサポートプラン: 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(931-1654)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

<特に重要なお知らせ>

ご契約の概要について【契約概要】

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

正しく告知いただくために

※右記二次元コードにアクセスのうえ、必ずご確認ください。(通信料がかかります)

なお、「特に重要なお知らせ」は、お読みいただいた後もプリントアウトまたは保存等のうえ大切に保管してください。



MEMO

J
 スクエア家族支援共済制度

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

がん・生活総合補償プラン

共済医療保障プラン

団体総合生活補償保険

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特 長

- JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が40%割安となります。(団体割引25%、損害率による割引20%適用))
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にも保険金をお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 業務中・業務外にかかわらず補償対象となります。(海外入院も対象)
- 医師の診査は必要なく、簡単な告知だけでご加入いただけます。
- 共済組合員本人だけでなく、配偶者・お子さまもご加入いただけます。
- 保険期間は1年の継続型で、ご退職後(共済組合脱会後)も継続できます。
ライフプランに合わせて1年ごとに補償内容の見直しができます。
※給付金額を増やす場合は、再度告知が必要となります。
- 疾病については、1回の入院につき180日を限度として給付、支払対象期間は入院を開始した日からその日を含めて1,095日となります。傷害については、1事故につき180日を限度として給付、支払対象期間は事故の発生日からその日を含めて180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療(病気のみ)の場合は入院給付金(日額)の10倍、入院中以外の手術は入院給付金(日額)の5倍を給付します。

給付内容

●入院給付金(入院日額を選択)

本人・配偶者: 10,000円・8,000円・
5,000円・3,000円
こども: 5,000円・3,000円

*疾病: 入院支払限度日数180日・
支払対象期間1,095日・免責期間0日

傷害: 入院支払限度日数180日・
支払対象期間180日・免責期間0日

*保険期間は一年の継続型なので、ライフプランにあわせ増額も可能です。(増額の場合は、再度告知が必要となります)

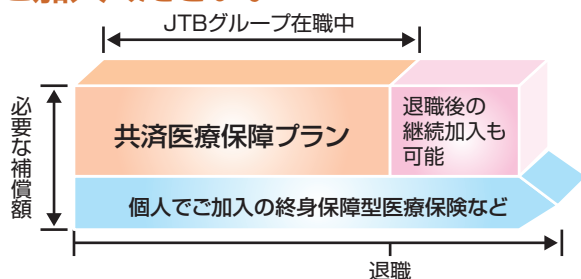
●手術給付金

入院中の手術・放射線治療(病気のみ): 入院給付金
(日額)の10倍

入院中以外の手術: 入院給付金(日額)の5倍

*病気・ケガで所定の手術(公的医療保険制度対象手術等)を受けた場合、上記の金額を給付

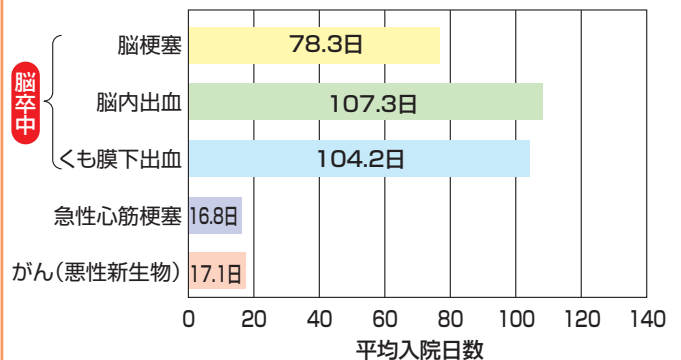
●個人の医療保険と組み合わせて、 ご加入ください。



病気による入院日数データ

◆がん・急性心筋梗塞・脳卒中の 平均入院日数

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での
長期の入院は、家計を圧迫する要因と
なってしまう場合があります。



*平成29年
厚生労働省「患者調査 退院患者平均入院日数」

病気・ケガの日帰り入院から補償します。配偶者・お子さまもご加入いただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P17~18)をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金(日額)と月額掛金

- 掛金は男女共通です。
- 現在ご加入の方で、入院給付金(日額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット

(掛金の単位: 円)

加入タイプ		A	B	C	D
対象	本人・配偶者	○	○	○	○
	こども			○	○
傷害・疾病入院給付金(日額)		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術: 入院給付金(日額)の10倍 入院中以外の手術: 入院給付金(日額)の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
(2027年1月1日時点の満年齢)	0(生後15日以上)~4歳	2,000	1,590	1,000	600
	5~9歳	1,020	800	510	300
	10~14歳	950	750	480	280
	15~19歳	890	700	440	260
	20~24歳	1,000	790	500	300
	25~29歳	1,240	980	620	370
	30~34歳	1,430	1,130	720	430
	35~39歳	1,480	1,170	740	440
	40~44歳	1,480	1,170	740	440
	45~49歳	1,720	1,360	860	510
	50~54歳	2,250	1,790	1,130	670
	55~59歳	2,990	2,380	1,490	890
	60~64歳	4,190	3,340	2,090	1,250
	65~69歳	5,720	4,570	2,860	1,720
	70~74歳	8,710	6,960	4,350	2,610
	75~79歳	13,840	11,060	6,920	4,150
	80~84歳	23,300	18,630	11,650	6,990
	85~89歳	34,060	27,240	17,030	10,220

※この掛金は、被保険者(本人)が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)、損害率による割引20%適用で算出しております。
 ※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金(日額)」、「手術保険金」を「手術給付金」、「放射線治療保険金」を「放射線治療給付金」と記載しております。
 ※このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
 ※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。
 ※退職者(退会者)の継続加入制度では掛金が異なります。詳細は取扱代理店へお問合わせください。

<サービスののご案内> 「共済医療保障プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター))
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【CareWiz トルト for me】

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
 ただし、「CareWiz トルト for me」については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社にご提供します。
 ※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。
 また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。
 ※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
 ※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。
 ※上記は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または右記のコードより「団体総合生活補償保険のサービスのご案内」を読み込み、ご確認ください。
 コードからご確認ください。取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。



GN25-300063

共済医療保障プラン 取扱内容

■加入資格

2027年1月1日において0歳(生後15日)以上のJTB共済組合員ご本人、および配偶者、ごども。

(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2027年1月1日午後4時～2028年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(3月給与から控除開始)

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明[団体総合生活補償保険]<傷害・疾病補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ※」といいます)に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保 険 金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①原因がいかなくとも、むちうち症・腰痛等で医学的他所所見のないもの※4 ②入浴中の溺水※5。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。 ③原因がいかなくとも、誤嚥※6によって発生した肺炎 ④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※3 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※5 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
傷害手術 保 険 金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	※6 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管に入ることを入ります。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます))を行い、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (※1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

・退職後の継続加入制度があります。掛金、払込方法が異なりますので、詳細は取扱代理店へお問合わせください。

・退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、改めて健康状態についての告知を行なうことなく終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。

※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容(補償範囲、保険金額等)・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。

※本取扱いは、移行後契約の契約日時時点の年齢が75歳以下(終身払の場合は85歳以下)で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。

※本取扱いは今後変更となる場合があります。
なお、本取扱いについては取扱代理店までお問合わせください。

支払対象期間:傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間:事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合	
○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日	・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

- 1.被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
 - 2.被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保 険 金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気※1については保険金をお支払いできません。※2 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事象または暴動※3※4 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故※4 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染※4 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※5等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※6に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※7 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 ※2 継続契約においては、病気※1を発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。 ※3 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※4 この事由によって病気を発病した被保険者の数が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金全額または一部を支払うことがあります。 ※5 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。 ※6 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※7 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病手術 保 険 金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔牙手術 ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*)に該当する診療行為(*2) (*)1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*)2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術については、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*)体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	
疾病放射線 治 療 保 険 金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*)放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間:疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

(取扱代理店)東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング8F
TEL:0120-981-756

(引受保険会社)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
TEL:050-3461-0076 FAX:03-6748-7876

長期所得補償プラン

団体長期障害所得補償保険
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特 長

- 掛金がお手頃
JTグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が団体割引25%適用でお得となります。)
※配当金はありません。
- 「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によって被った身体障害による就業障害の場合にも保険金をお支払いします。
- 「精神障害補償特約」がセットされています。躁うつ病等の精神障害による就業障害の場合にも最長で2年間所得を補償します。
- 病気やケガで働けなくなった場合の収入を補償(181日以上長期休職)
業務上、業務外を問わず24時間補償します。入院中・在宅療養中も補償します。
- 最長60歳まで補償
月額最高5万円、10万円、15万円、20万円を補償します。
退職後や一部職場復帰後も補償します。
(ただし、所定の要件を満たす必要がございます。詳しくは当パンフレットのP21～22をご覧ください。)
※口数(1口～4口)×5万円×12が年収の40%以内になるように設定してください。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
※所定の精神障害による就業障害に対する給付期間は、最長2年間となります。

給付金額と月払掛金

- 現在ご加入の方で、給付金額(月額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 精神障害補償特約(給付期間最長2年)セット
- 天災危険補償特約セット

加入タイプ：G

(掛金の単位：円)

加入口数			1口	2口	3口	4口
給付金額(月額)			5万円	10万円	15万円	20万円
男女別月払掛金(2027年1月1日時点の満年齢です)	15～24歳	男性	333	666	999	1,332
		女性	219	438	657	876
	25～29歳	男性	342	684	1,026	1,368
		女性	287	574	861	1,148
	30～34歳	男性	368	736	1,104	1,472
		女性	376	752	1,128	1,504
	35～39歳	男性	443	886	1,329	1,772
		女性	534	1,068	1,602	2,136
	40～44歳	男性	635	1,270	1,905	2,540
		女性	832	1,664	2,496	3,328
	45～49歳	男性	865	1,730	2,595	3,460
		女性	1,110	2,220	3,330	4,440
	50～54歳	男性	1,046	2,092	3,138	4,184
		女性	1,239	2,478	3,717	4,956
	55～59歳	男性	985	1,970	2,955	3,940
		女性	1,034	2,068	3,102	4,136

※免責期間(補償されない期間)は180日です。

※この掛金は、団体割引25%(被保険者が5,000名以上10,000名未満)を適用しております。

※過去の損害率による保険料率の変更に伴い、掛金が変わっております。

ご本人が病気やケガで働けなくなった場合の収入を長期にわたって補償する保険です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P21～22)をご確認ください。

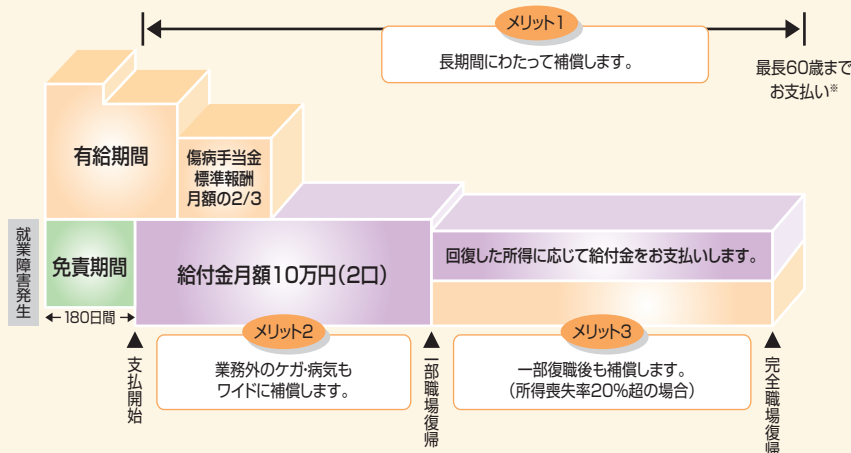
給付イメージ図

就業障害発生から**180日経過後より、**
最長60歳まで長期にわたり給付金をお支払いします。

【ご加入例】

給付期間：最長60歳まで
免責期間：180日
給付月額：10万円(2口)

★35歳男性 2口加入の場合(給付金月額10万円)
月払掛金 886 円
※給付金月額の設定(下記算式の「引受限度」内で給付金月額を設定してください)
算式:年間の勤労所得額×(1÷12)×40%－他の所得補償保険金額＝引受限度額



※精神障害による就業障害につきましては、免責期間終了日の翌日から起算して、最長2年
間が給付金お支払いの限度となります。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の
翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給
付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
(例)58歳で就業障害が発生した場合、免責期間(180日)の終了日の翌日から60歳に達した
日の属する月末までの期間が3年に満たないため、給付期間は3年となります(60歳を超え
ても給付が続きます)。

<就労支援トータルサービスのご案内>

長期所得補償プランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

- メンタルご相談(メンタル相談サポート/メンタルITサポート)
- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療・介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供)
- 各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

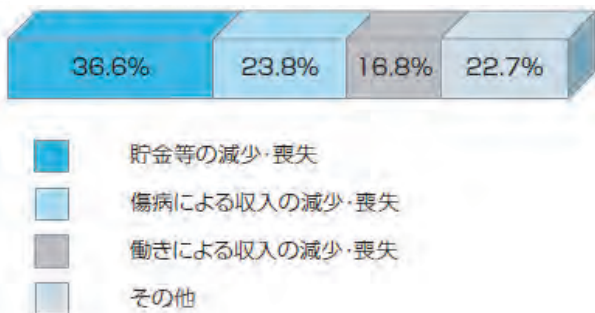
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、上記コードより「団体長期障害所得補償保険サービスのご案内」を読み込みご確認ください。コードから確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。



GN20D010086

病気・ケガによる就業障害データ

生活保護を受ける理由



「令和2年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成 出典/厚生労働省

生活保護を開始する理由は傷病によるものが大きい

病気やケガにより休職となった場合、収入が減少し、住宅ローンが払えなくなるなど、ご家族が安心して暮らせる環境ではなくなってしまうかねません。

健保組合からの補償等、社会保険による補償はありますが、期間や金額も限られており(傷病手当金の場合1年6か月、標準報酬月額の3分の2)、長期に及んだ場合の不足分は、ご自身で準備しなければなりません。

※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「保険金額(ご契約金額)」を「給付金額」、「てん補期間」を「給付期間」、「保険金」を「給付金」と記載しております。

※このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。

長期所得補償プラン 取扱内容

■加入資格

2027年1月1日において満15歳以上、満59歳以下かつ告知日時点で正常に勤務されているJTB共済組合員ご本人。ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。

(注) 健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2027年1月1日午後4時～2028年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(3月給与から控除開始)

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命

保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

退職の場合は脱退となります。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時満59歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下、「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者に交付されます。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1.被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。

2.被保険者は協定書に規定された方となります。

3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\boxed{\text{支払基礎所得額}} \times \boxed{\text{所得喪失率}} \times \boxed{\text{約定給付率(100\%)}}$ ※お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※5 など

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(保険証券等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\boxed{\text{割合}} = 1 - \frac{\boxed{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}}{\boxed{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

この保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と東京海上日動火災保険株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

現在のご契約の分担割合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社60%、東京海上日動火災保険株式会社40%ですが、実際に引受を行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性がございます。これらに係る確定内容に関しましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせ願います。

(取扱代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング8F
TEL: 0120-981-756

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
TEL: 050-3461-0076 FAX: 03-6748-7876

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。(加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにてご確認ください。)

- 新規に加入される方・その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

専用webサイトでお手続きができない方は、「加入申込票」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご提出ください。

新規加入されない方、内容に変更のない方は、お手続きは必要ありません。

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として専用webサイトより入力もしくは加入申込票に記入していただきます。正しく申告していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

〈JTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ〉

本保険契約に関する個人情報について、JTB共済組合または、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含みます)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含みます)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)より、利用目的が限定されます。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

特に重要なお知らせ

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。
- ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

今年度より重要事項のご説明・健康状態告知についてのご案内については、下記コードもしくはURLよりご確認ください。ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

共済医療保障プラン

(団体総合生活補償保険)

重要事項のご説明



GN24-300732

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf

健康状態告知についてのご案内



GN24-300793

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300793.pdf

長期所得補償プラン

(団体長期障害所得補償保険)

重要事項のご説明



GN25-300655

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/gl_j_GN25-300655.pdf

健康状態告知についてのご案内



GN25-300015

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/gl_k_GN25-300015.pdf

MEMO

J
 スクエア家族支援共済制度

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

がん・生活総合補償プラン

がん・生活総合補償プラン

団体総合生活保険

がん・生活総合補償プランは、JTB共済組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJTB共済組合が有します。

保険期間は2027年1月1日16時から2028年1月1日16時までです。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

今回更新いただく内容に一部改定があります。主な改定点は39ページの「商品改定のご案内」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

(1) からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償

① JTB共済組合の組合員	
② ①の方のご家族	配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟 ①の方と同居されているご親族・使用人の方 ^{*3}

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}について年齢^{*2}等の加入条件がある補償があります。詳細は各補償ページをご確認ください。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

^{*3} ①と同居の親族・使用人は、傷害補償の家族型(交傷: J2タイプ)については、被保険者本人とはなりません。

(2) お子さまに関する補償

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入できる方は、JTB共済組合員のお子さまとなります。

※ただし、保険期間の終了時点で「満23歳未満の方」または「満23歳以上で学校^{*2}に在籍している方^{*3}」に限ります。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 学校教育法に定める次の①～④の学校または外国大学日本校をいいます。

①高等学校(高等専門学校を含みます。) ②大学(大学院および短期大学を含みます。) ③特別支援学校の高等部 ④専修学校および各種学校^{*4}

^{*3} 入学手続きを終えた方を含みます。

^{*4} 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。詳細は各補償ページをご確認ください。

■ 傷害補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	家族型
① ご本人 ^{*1}	○	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
③ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【ご注意】家族型にご加入の方は必ずご確認ください

保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、**ご家族関係や居住の状況に変更があった場合**には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください(例:別居のお子様が**ご結婚**される場合・同居のお父様が**高齢者施設に入居し、別居**となる場合)。

■ がん補償、介護補償、所得補償

	本人型
① ご本人 ^{*1}	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—
③ ご本人 ^{*1} のお子さま	—

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ お子さまに関する補償

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産	個人賠償責任 ^{*2}
	本人型	家族型
ご本人 ^{*1}	○	○
ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○ ^{*3}
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○ ^{*4}

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人^{*1}が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人^{*1}の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 個人賠償責任について、ご本人^{*1}以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

^{*3} 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

^{*4} 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の別居の未婚のお子さまも保険の対象となる方に含まれます。

! 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。指定した扶養者が保険金支払事由に該当した場合に限り保険金をお支払いします。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。ご加入時に指定した扶養者が亡くなった場合等、扶養者に変更となった場合は遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含まれます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思^{*1}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 同居：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)

(3) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(4) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

^{*1} 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

3. 保険料の払込方法について

毎月の給与より引き去ります。(3月給与より控除開始)

なお JTB グループ外出向等で給与から引き去りができない場合に限り、ご指定の口座より一括で引き落とす払込方法となる場合がございます。

(出向先から帰任する等再び給与から引き去りが可能となった場合は給与引き去り(月払)となります。

ご退職された場合もお手続きいただくことで口座引落にてご契約を続けることが可能です。詳細は代理店までご連絡ください。

4. 共同保険について

からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償には「共同保険に関する特約」が付帯され、東京海上日動火災保険株式会社が幹事となり、損害保険ジャパン株式会社と共同してお引き受けしております。

なお引受保険会社の分担割合は東京海上日動火災保険株式会社が90%、損害保険ジャパン株式会社が10%となります。ただし、がん補償と介護補償は東京海上日動火災保険株式会社単独の引き受けとなります。

【各種割引について】

各補償ごとに以下の割引が適用されております。

割引率は加入者数や事故の発生状況により毎年見直しを致します。

	割引率	がん補償	傷害補償	介護補償	個人賠償責任	弁護士費用等	所得補償	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用	救援者費用等	お子さまに関する補償(傷害部分)
団体割引	25%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大口団体契約割引	10%	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
損害率による割引	5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

おすすめ3プラン

迷ったらこちらの3プランがおすすめです

日常生活あんしんプラン



スポーツ中にケガ



自転車事故によるケガ



借りたバッグが盗難

外出中、ハンドバッグを
ひったくられた



旅行中、誤ってカメラを
落として壊してしまった



©東京海上日動

タイプ名	S6			BGK		K1	KY
補償内容	普通傷害 (天災危険補償特約付)			個人賠償責任	弁護士費用等	携行品	救援者費用等
	死亡・ 後遺障害 保険金額	入院 保険金 日額	通院 保険金 日額			基本プラン 保険金額 (免責額 5千円)	
保険金額	280万円	2,900円	1,900円	国内/無制限 国外/1億円	300万円	10万円	300万円

保険料 月額1,350円

働き世代あんしんプラン



スポーツ中にケガ



自転車事故によるケガ



がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



がん手術

がんの手術に
備えて



借りたバッグが盗難

介護



がん先進医療

先進医療にも

がん患者申出療養

がんで患者申出療養
を受けた



タイプ名	S6			G1					KG	BGK	
補償内容	普通傷害 (天災危険補償特約付)			がん補償					介護 補償	個人賠償 責任	弁護士 費用等
	死亡・ 後遺障害 保険金額	入院 保険金 日額	通院 保険金 日額	がん診断 保険金額	がん入院 保険金 日額	がん手術 保険金額 (手術の種類 により)	がん先進 医療保険 金額	がん患者 申出療養 保険金額			
保険金額	280万円	2,900円	1,900円	100万円	7,000円	7万円・ 14万円・ 28万円	1,000 万円	500万円	300万円	国内/ 無制限 国外/ 1億円	300万円

*がん・介護補償が含まれるプランの保険料は2027年1月1日時点で40歳男性の場合の保険料となります。
がん・介護補償につきましては年齢により保険料が変わるため、詳細は29ページから32ページをご確認ください。

保険料 月額2,530円

病気あんしんプラン

がん先進医療

先進医療にも

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた



がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



がん手術

がんの手術に
備えて



介護

タイプ名	G1 がん補償					KG 介護補償
補償内容	がん診断 保険金額	がん入院 保険金日額	がん手術保険金額 (手術の種類により)	がん先進医療 保険金額	がん患者申出療養 保険金額	
保険金額	100万円	7,000円	7万円・14万円・ 28万円	1,000万円	500万円	300万円

*がん・介護補償が含まれるプランの保険料は2027年1月1日時点で40歳男性の場合の保険料となります。
がん・介護補償につきましては年齢により保険料が変わるため、詳細は29ページから32ページをご確認ください。

保険料 月額1,240円



「がん・生活総合補償プラン」補償ラインナップ

お客様を取り巻くリスクは様々です。ライフスタイル等に応じて、お客様のニーズに合った補償を下記の中からご自身で組み合わせてご加入いただけます。

からだに関する補償



介護補償 (P.29～)



がん補償 (P.32)



傷害補償 (P.33)



所得補償 (P.34)

お子さまに関する補償

補償内容の詳細はP.35・36をご確認ください。

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任 (P.33)

【財産に関する補償】



携行品 (P.34)

【費用に関する補償】



弁護士費用等 (P.33)
(人格権侵害等)



ホールインワン・(P.34)
アルバトロス費用*1



救護者費用等*2 (P.34)

*1 傷害補償、がん補償、所得補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

*2 傷害補償、がん補償、所得補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(一時金払介護／年金払介護)
認知症アシスト付き

<一時金払介護>

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用して自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

補償の型

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

「公的介護保険連動型」について

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒ 40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」のページをご確認ください。

<年金払介護>

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いしますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

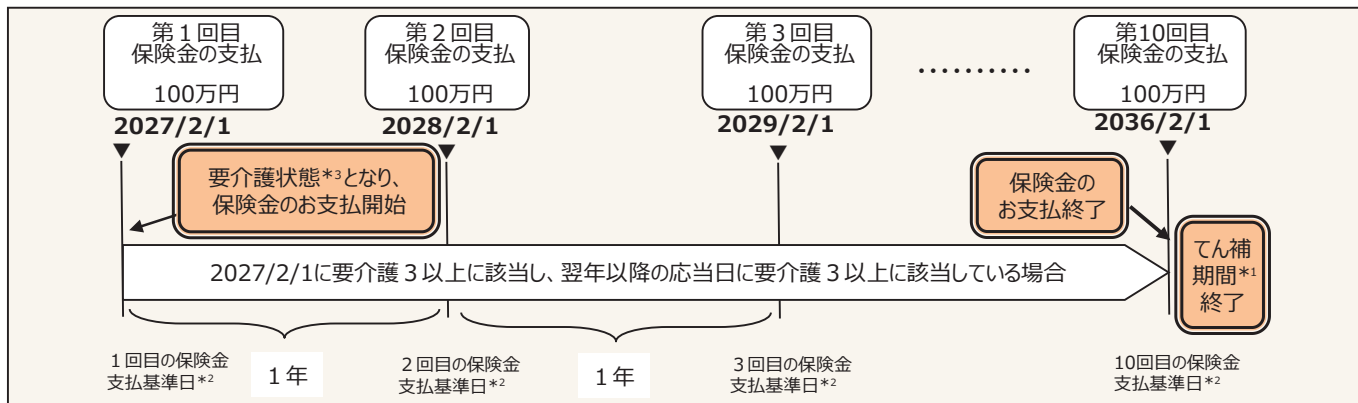
また、保険金のお支払いを年金払方式とすることで、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

*1公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2026/10/1～2027/10/1)

てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

■認知症アシストサービスについて

認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

一時金払介護保険金額・保険料表

保険期間：1年間
団体割引：25%
損害率による割引：5%



型	本人型	
補償の型	公的介護保険 連動型 (要介護3)	
タイプ名	KGタイプ	
加入限度口数	1 口	
一時金払介護補償保険金額	300 万円	
保険料 (月払)	40～44歳	80 円
	45～49歳	90 円
	50～54歳	120 円
	55～59歳	180 円
	60～64歳	380 円
	65～69歳	1,100 円
	70～74歳	2,420 円
	75～79歳	5,610 円
	80～84歳	10,690 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

年金払介護保険金額・保険料表

保険期間：1年間
てん補期間*1：10年
(10回目の保険金支払基準日まで)
団体割引：25%
損害率による割引：5%

型		本人型					
タイプ名		NK10タイプ		NK70タイプ		NK40タイプ	
加入限度口数		1 口		1 口		1 口	
年金払介護補償保険金額		100 万円		70 万円		40 万円	
保険料 (月払)	年齢 \ 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳	110 円	100 円	80 円	70 円	50 円	40 円
	45～49歳	130 円	120 円	90 円	90 円	50 円	50 円
	50～54歳	190 円	170 円	130 円	120 円	70 円	70 円
	55～59歳	270 円	240 円	190 円	170 円	110 円	100 円
	60～64歳	570 円	520 円	400 円	360 円	230 円	210 円
	65～69歳	1,420 円	1,740 円	990 円	1,220 円	570 円	700 円
	70～74歳	2,670 円	3,960 円	1,870 円	2,770 円	1,070 円	1,580 円
	75～79歳	6,120 円	9,280 円	4,290 円	6,500 円	2,450 円	3,710 円
	80～84歳(更新のみ)	10,720 円	16,810 円	7,500 円	11,770 円	4,290 円	6,720 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、
介護補償（一時金払介護） 共通

〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

〔公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

がん補償 (がんのリスクへの備え)

がんのリスクに備えて 充実の補償をご用意！
がんと診断確定^{*1}された場合^{*2}やがん治療のために
入院された場合等に、保険金をお支払いします。

- ^{*1} がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- ^{*2} 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も

がん先進医療

先進医療にも

がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし

がん手術

がんの手術に
備えて



NEW!

がん女性特定手術

がんで乳房切除術等、
所定の手術を受けた

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた

※先進医療・患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約517万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位：万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.5	9.6
結腸および直腸	56.4	30.1	26.1
肝および肝内胆管	8.1	5.6	2.5
気管、気管支および肺	33.3	20.0	13.4
乳房	79.0	0.6	78.4

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に
合わない場合があります。

【出典】「令和5年患者調査」(政府統計の総合窓口(e-Stat))をもとに東京海上日動にて作成

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：25% 損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

女性向け新タイプを
追加しました！
ぜひご検討ください。



型		本人型		
性別		男性・女性共通		女性
タイプ名		G1タイプ ^(注)	G2タイプ	G3タイプ ^(注)
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	7,000円	7,000円	7,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円
	がん先進医療保険金額	1,000万円	—	1,000万円
	がん患者申出療養保険金額	500万円	—	500万円
	がん女性特定手術保険金額	—	—	30万円
保険料 (月払)	5 ~ 9 歳	130円	70円	140円
	10 ~ 14 歳	170円	110円	180円
	15 ~ 19 歳	140円	80円	150円
	20 ~ 24 歳	130円	70円	140円
	25 ~ 29 歳	280円	220円	310円
	30 ~ 34 歳	510円	450円	560円
	35 ~ 39 歳	850円	790円	920円
	40 ~ 44 歳	1,160円	1,100円	1,260円
	45 ~ 49 歳	1,620円	1,560円	1,760円
	50 ~ 54 歳	1,990円	1,930円	2,150円
	55 ~ 59 歳	2,720円	2,660円	2,900円
	60 ~ 64 歳	4,220円	4,160円	4,400円
	65 ~ 69 歳	5,830円	5,770円	6,000円
	70 ~ 74 歳	8,180円	8,120円	8,350円
	75 ~ 79 歳	9,380円	9,320円	9,550円
	80 ~ 84 歳	11,240円	11,180円	11,410円
	85 ~ 89 歳	12,700円	12,640円	12,870円

※各タイプにつき、「金額」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^{*1}によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*1}が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

^{*1} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

(注)「Jスクエア家族支援共済制度」以外で先進医療を補償する保険にご加入の場合、G1およびG3タイプにはご加入いただけません。
保険金をお支払いする主な場合については、38ページ下部にございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

傷害補償(ケガや熱中症への備え)

国内外での様々なケガや熱中症への備えに、「日常生活全般プラン」・「交通事故等限定プラン」・「ゴルフ中等限定プラン」の3つの補償プランをご用意しました

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間: 1年間 団体割引: 25% 大口団体契約割引: 10% 損害率による割引: 5%
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

プラン 型	日常生活全般プラン					
	本人型					
タイプ名	S1タイプ	S2タイプ	S3タイプ	S4タイプ	S5タイプ	S6タイプ
加入限度口数	5口	5口	5口	5口	5口	5口
天災危険補償特約	—	○	—	○	—	○
交通事故傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—
ご本人 死亡・後遺障害保険金額	110万円	130万円	170万円	210万円	250万円	280万円
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	1,300円	1,300円	2,100円	2,100円	2,900円	2,900円
通院保険金日額(1日あたり)	800円	800円	1,300円	1,300円	1,900円	1,900円
保険料(月払)	340円	410円	550円	660円	780円	940円

※今年度よりS9、S10タイプは新規および更新の販売を停止します。現在ご加入の場合は、S9タイプはS3タイプ、S10タイプはS4タイプにて自動更新となります。
変更をご希望の場合は代理店までご連絡ください。

プラン 型	交通事故等限定プラン		ゴルフ中等限定プラン ^{*2}	
	本人型	家族型	本人型	本人型
タイプ名	J1タイプ	J2タイプ	GS1タイプ	GS3タイプ
加入限度口数	6口	1口	1口	1口
天災危険補償特約	—	—	—	—
交通事故傷害危険のみ補償特約	○	○	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	—	—	○	○
ご本人 死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	220万円	570万円
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	1,500円	1,500円	2,500円	5,000円
通院保険金日額(1日あたり)	500円	500円	1,300円	1,900円
配偶者 死亡・後遺障害保険金額	—	100万円	—	—
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	—	1,500円	—	—
通院保険金日額(1日あたり)	—	500円	—	—
ご親族 死亡・後遺障害保険金額	—	100万円	—	—
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	—	1,500円	—	—
通院保険金日額(1日あたり)	—	500円	—	—
保険料(月払)	80円	180円	50円	70円

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

個人賠償責任

(他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物^{*1}を壊してしまっ法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ゴルフ中のリスクに特化したプランもご用意!

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金額・保険料表

保険期間: 1年間、団体割引: 25%、損害率による割引: 5% 引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン タイプ名	日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
	KBタイプ	JKBタイプ	GKBタイプ
型	家族型	家族型	本人型
個人賠償責任 保険金額 免責金額(自己負担額: 0円)	国内: 1億円 / 国外: 1億円	国内: 無制限 / 国外: 1億円	国内: 1億円 / 国外: 1億円
保険料(月払)	160円	190円	60円



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

弁護士費用等(人格権侵害等)

(訴訟リスクへの備え)

保険金額・保険料表

保険期間: 1年間 団体割引: 25%、損害率による割引: 5%
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	BGBタイプ	BGKタイプ
型	家族型	家族型
弁護士費用等	300万円	300万円
個人賠償責任(日常生活全般プラン)		国内・無制限/国外・1億円
保険料(月払)	160円	350円



※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にご記載の二次コードより「補償の概要等」をご確認ください。

所得補償 (病気・ケガによる休職への備え)



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}(7日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。^{*2}

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

^{*2} 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間 団体割引：25%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

型	本人型	年齢	1級	2級	年齢	1級	2級
タイプ名	SHタイプ	15歳～19歳	40円	40円	50歳～54歳	170円	190円
職種	基本級別 1級：営業職・事務職 基本級別 2級：添乗員	20歳～24歳	60円	60円	55歳～59歳	180円	200円
てん補期間 ^{*1}	1年	25歳～29歳	60円	70円	60歳～64歳	190円	220円
免責期間	7日	30歳～34歳	80円	90円	65歳～69歳	280円	320円
加入限度口数	99口	35歳～39歳	100円	110円	70歳～74歳	370円	430円
所得補償保険金額(月額)	1万円	40歳～44歳	120円	140円	75歳～79歳	560円	650円
		45歳～49歳	140円	170円	80歳～	750円	860円

※所得補償保険金額・ご加入口数は、現在の平均月間所得額^{*2}以下(85%以下を目安)で、設定してください。就業不能となった時の平均月間所得額^{*2}を上回る部分については保険金をお支払いできません。

※転職・退職等により、保険期間の途中で平均月間所得額^{*2}がご加入時の額より減少した場合は、所得補償保険金額等の見直しを行ってください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢^{*3}によって異なります。表示の保険料は、基本級別 1 級(一般事務従事者等)の方と基本級別 2 級(添乗員等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*3}が満15歳以上の方に限ります。

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^{*4}の平均月額をいいます。

^{*3} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

^{*4} 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等^{*1}の損害を補償します。ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意!

^{*1} 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5% 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		ゴルフ用品限定プラン
型	本人型		本人型
タイプ名	K1タイプ	K2タイプ	GKタイプ
保険金額	10万円	20万円	10万円
免責金額(自己負担額：5,000円)			
保険料(月払)	50円	80円	40円

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア、およびイ、の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス^{*1}
 - ア、同伴競技者 イ、同伴競技者以外の第三者^{*2}
 - 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- 例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

型	本人型	
タイプ名	GH1タイプ	GH2タイプ
保険金額	20万円	50万円
保険料(月払)	160円	450円

- ^{*1} 公式競技の場合は、ア、またはイ、のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- ^{*2} 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、他の組の競技者等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5%、引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

救済者費用等 (事故時の救済活動費用への備え)

国内外で事故に遭い、緊急の捜索・救助活動が必要となった場合等に保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5%、引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	KYタイプ
保険金額	300万円
保険料(月払)	10円

救済者費用等にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にごございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

お子さまに関する 補償

こども傷害補償 (ケガへの備え)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：25%、大口団体契約割引：10%、損害率による割引：5%、
 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
 ※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名		自宅通学生用				一人暮らし(下宿)用
		Mタイプ	Nタイプ	Oタイプ	Pタイプ	Tタイプ
こども傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	180万円	170万円	166万円	125万円	125万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,100円	1,000円	1,000円	700円	700円
	通院保険金日額(1日あたり)	600円	600円	500円	400円	400円
	細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約*2	○	○	○	○	○
	天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)	○	○	○	○	○
扶養者のケガ等	育英費用保険金額	2,000万円	1,500万円	1,000万円	600万円	600万円
	天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)	○	○	○	○	○
個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)		国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
借家人賠償責任保険金額		—	—	—	—	1,000万円
携行品保険金額 (免責金額(自己負担額)：5,000円)		30万円	10万円	—	—	—
生活用動産保険金額 (免責金額(自己負担額)：5,000円)		—	—	—	—	100万円
保険料(月払)		1,970円	1,560円	1,180円	830円	1,210円

※傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。
 ※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
 *2 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。)

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック（のうKNOW®）

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは疾病の診断または予防に使用されることを目的としたものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

- *2 認知症とともに生きるごとの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

- *3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
☎ 0120-775-677
・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
☎ 0120-002-531
・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
☎ 0120-801-276

脳機能向上トレーニング

（株）NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行ってください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
- ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証したり、具体的な紛争解決や事故処理を行ったりするものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間：いずれも土日祝・年末・年始を除く
・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：午前10時～午後6時
☎ 0120-300-575
・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時
☎ 0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅室等から、その場での対応方法等について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

補償の概要・重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、引受代理店ホームページ（URL: <https://www.web-tac.co.jp/jtb/jsquare/>）に掲載の重要事項説明書（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. 重要事項説明書の冊子

（ご希望の場合は、引受代理店（東京海上日動あんしんコンサルティング：tel0120-981-756）までご連絡ください。）



26TX-002765 2026年9月作成

団体総合生活保険の 2026年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償												
①傷害補償			②こども傷害補償			③医療補償			④がん補償		⑤賠償・財産・費用に関する補償	
変更する補償					改 定 項 目		概 要					
①	②	③	④	⑤								
			○			「医療補償基本特約」の保険料改定	医療技術の進歩による病気の早期発見や診断精度の向上により、入院・手術の頻度が増加し、医療補償の収支状況が悪化していることを踏まえ、今後も安定的にお客様が必要とする補償を提供し続けるために、「医療補償基本特約」の保険料を引き上げます。					
			○	○		医療補償・がん補償における家族型(子供特約および配偶者特約)に関する改定	子供特約の被保険者が満23歳を迎え、子供特約の対象外となったことにより本人型に再加入する場合、健康状態告知を不要とします。ただし、保険責任の加重がない場合に限りします。					
○	○	○	○			「手術」の定義改定	「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。 (*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数					
				○		ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する改定	ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*) (*)パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りします。					
				○		行政書士法改正に伴う改定	行政書士法の改正に伴い、「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の当該法令参照部分につき条番号の繰り下げ対応を行います(補償内容に変更はありません。)					

2 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する追加のご案内

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」(以下、本特約)に関して、「お支払対象となるホールインワン・アルバトロス」、「キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等」を改めてご案内します。本特約にご加入いただいている方は必ずご確認くださいませようお願いいたします。

(1) お支払対象となるホールインワン・アルバトロス

本特約でお支払対象となるホールインワン・アルバトロス(以下、ホールインワン等)は下表のとおりです。

公式競技以外の 場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	A.おおよびI.の両方が 目撃したホールインワン等 A. 同伴競技者 I. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等
公式競技の場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	A.またはI.のいずれかが 目撃したホールインワン等 A. 同伴競技者 I. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等

(2) キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等

近年、キャディを同伴せずにラウンドするプレースタイル、いわゆる「セルフプレー」が増加しています。

しかしながら、セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、上記(1)の「同伴競技者以外の第三者」による目撃証明の取り付けが困難となることがありますのでご注意ください。なお、より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ゴルフ場の従業員や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

このご案内は、2026年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問 合 せ 先

ライフサポートプラン (団体定期保険)	日本生命	●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。 <団体お問合せ先>東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB 営業部 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。) 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター (日本生命保険相互会社〈幹事会社〉) 通話料無料 0120-563-925 【受付時間／月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)] ※お問合せの際には、記号証券番号 (931 - 1654) をお知らせください。
共済医療保障プラン (団体総合生活補償保険)	あいおいニッセイ 同和損保	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課 TEL: 050-3461-0076 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)] ※お問合せの際には、団体名「JTB共済組合」をお知らせください。 ※保険金請求方法に関しては、以下に記載の「事務取扱:東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB 営業部」へご確認ください。 ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。 ※三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に 2027 年 4 月 1 日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。部署名、電話番号等も変更 (予定) となります。
長期所得補償プラン (団体長期障害所得補償保険)		
がん・生活総合 補償プラン (団体総合生活保険)	東京海上日動火災 保険	【事故時の連絡先】 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB 営業部 北海道・東北・関東・新潟・山梨にお住まいの方 : TEL 0120-981-756 北陸・愛知・三重・岐阜・静岡・長野にお住まいの方 : TEL 0120-314-222 関西・中国四国にお住まいの方 : TEL 0120-860-283 九州・沖縄にお住まいの方 : TEL 0120-721-888 【営業時間】9:30～17:00 【営業日】平日 月曜～金曜 事故受付センター (東京海上日動安心110番) TEL: 0120-720-110 (受付時間: 24時間365日) 【事故以外の連絡先】 担当部門: 東京海上日動火災保険株式会社 船舶海洋・航空宇宙本部 航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室 住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST9F TEL: 03-6250-6022 (受付時間: 平日午前9時～午後5時) ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

事務取扱

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

北海道・東北・関東・新潟・山梨にお住まいの方 : TEL 0120-981-756

北陸・愛知・三重・岐阜・静岡・長野にお住まいの方 : TEL 0120-314-222

関西・中国四国にお住まいの方 : TEL 0120-860-283

九州・沖縄にお住まいの方 : TEL 0120-721-888

【営業時間】9:30～17:00 【営業日】平日 月曜～金曜

【ホームページアドレス】<https://www.web-tac.co.jp/jtb/>

